

平成30年度第4回
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：平成31年(2019年)2月12日(火)

10時00分～11時30分

場所：滋賀県危機管理センター会議室3, 4

出席委員：

12名中9名出席

出席：前畑部会長、荒木委員、石上委員、河本委員、菊池委員、酒井委員、中村委員、
西野委員、福原委員

欠席：石谷委員、籠谷委員、西田委員

議題：

- (1) 琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定にかかる諮問案件および答申案の検討
- (2) 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の改正について（報告）

配布資料

- 委員名簿・配席表

【議題（1）関係】

- 資料1-1 琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定について（諮問）
- 資料1-2 琵琶湖国定公園事業決定書（案）
- 資料1-3 琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定について
- 資料1-4 琵琶湖国定公園事業決定調書（宿舎事業）
- 資料1-5 自然環境調査結果および現地写真
- 資料1-6 答申（案）
- 参考資料 国定公園に関する公園計画および公園事業について

【議題（2）関係】

- 資料2 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部改正案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、平成30年度第4回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は12名中9名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・自然環境保全課長から挨拶があり、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。

- ・議題について審議がなされた。

議題（１）琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定にかかる諮問案件および答申案の検討

＜事務局から資料１および参考資料について説明を行った＞
事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

手続について、通常自然を改変する時はアセスの手続があり、面積的にもひっかかると思うが、この案件についてはアセスの手続はなく、自然公園法上の解除で手続が進むと理解してよいか。

事務局：

アセスとはいわゆる環境影響評価法に基づくものだと思うが、面積要件でこれはアセス該当案件にはなっていない。

自然公園法においても、通常は公園事業ではなく民間が同じように規制を受けるところで事業される場合に許可手続があるが、その際に、１ヘクタールを超えた開発行為を行う場合にいわゆるミアセス、こういった動植物調査をしていただくことになっている。

公園事業については基本的にその制約を受けないが、行う行為が同じであり、内湖という優れた水環境でもあるので、事業者には調査をしていただき、保全策をとっていただくという指導をしたところ。

委員：

給排水について、施設に利用する給水についてはどこから水道を引くという理解でよいか。

また、施設から出る排水については、どこか別途下水道等に繋げるのか、あるいは一部はこの水路等に出されるのか。

事務局：

今現在事業者が津市と調整しており、おそらく津市からも排水の処理についても指導があると思うが、基本的には多分下水道で処理をされることになると思う。

そのあたりは認可に当たってきっちり確認をしていきたい。

委員：

基本的には給水については通常の水道を利用し、排水については下水に流すというようなことになる。

もう1点気になったのが、資料1-3の2枚目の図でブルーに着色されているところは水面だと思うが、水面だとすれば、資料1-5の航空写真および自然環境影響調査報告書の12ページ植生図等を見る限りは、通常の水路に加え、グランピングの事業用地と現在の内湖のヨシ帯との間に水路を掘削するよう見えるが、それでよいか。

事務局：

事業者のほうからはサイト利用者の方にカヌー体験みたいなのをさせていただくような水路を周辺に設けていきたいという計画を聞いている。

委員：

水路を設ける点については現状変更として理解されるわけであると。

その場合に、この事業地については3カ所から水が入ってきているが、その3カ所から入ってきた水がどのように、事業地と内湖のヨシ帯との間に設けられる水路で動くか等、そのあたりの検討はしているか。

事務局：

この内湖は準用河川であって、管理者が大津市であるが、水路の設計についてもちょうど山から水が内湖に流れ込む形になっており、非常に細い水路が幾つかあり、それをまとめたような形で整備していきたいと聞いている。

ただし先ほど申し上げたように、希少な生物が見つかったところはそのままにするような計画で水の流れをつくっていききたいということで、その辺についても今ちょうど調整をされているところ。

委員：

もう1点確認したいが、新たに設けられる水路にカヌーかカヤックの船着場を設けられると思うが、そうであれば、そのカヌーやカヤックを利用して、その水路を通じて内湖側に利用者が移動することになるという理解でよいか。

カヌー・カヤックの船着場から直接内湖側に水路が通っているので、そこは恐らく通れると思うが、そのほかに事業地と内湖のヨシ帯との間に横に水路を設けられるとすると、その水路自体を通じて反対側の水路へ、等の形でも利用されるという理解でよいか。

事務局：

実際問題として内湖まで行こうとするとかなりヨシ帯の中を通ることになるので、今現状の計画では内湖までは到達ができないものになると思う。

どちらかというと事業用地をぐるっと体験のような形で行くような状況で事業者は考えていると思う。

委員：

そうするとこの横の水路とグランピング事業用地の間の水路をカヌー利用されるということで、そこから内湖へ行かれることはないという理解でよいか。

事務局：

内湖の方にも出るような計画であると訂正する。

大津市とも調整されると思うが、河川の安全性も踏まえた整備を指導していかなければと思っている。

委員：

黄色に着色されている箇所がカヌーの発着場か。

事務局：

はい。

委員：

もし内湖側に利用者が行く場合は、その水路の改変掘削等は、自然公園区域内であるので難しいのではないかと思うが、そのところは問題がないという理解でよいか。

事務局：

はい。

第2種特別地域になっており、集団施設地区という利用の拠点でもあるので、生態系等に配慮いただいた上で整備をすることは可能と考えている。

委員：

掘削の可能性もあると。

事務局：

はい。

委員：

審議する上で基本的なことを確認するが、資料1－4に全体図があるが、これが平成4年に策定された近江舞子全体をどのように計画していくかということの全体図で、それに対して今回事業が行われるのはこの部分だという理解でよいか。

また、あくまでも所有は民間企業で、民間が事業を行う上で、国定公園の範囲内なのでこういった形で審議が必要という理解でよいか。

もう1点、本日の審議の中ではし切れない、実際にどういう技術を採用するだとか、人の行動によってどういった影響が出てくるのか等がかなり影響してくると思うが、そういったことに対してきちんと意見を言うあるいはチェックが行われる体制というのは県で持っているのか。

事務局：

例えば道路の混雑状況である等、各個別法に該当するものについてはチェックが行われるが、基本的には民間事業者の方で経営状況等を聞きながら審査することになる。

委員：

以前近江舞子ホテルがあったと思うが、その場所との関連性はどうなるのか。

事務局：

もともと当初の計画では、今閉鎖されているホテルの跡地利用も含めて計画がされていたが、今回どうしても事業規模を縮小するに当たって、その部分が外れてしまったということになっている。

委員：

近江舞子ホテルに関しても、平成4年に策定された公園計画（資料1－4）の1（1）に当たるのか。

この部分に関しては今閉館された状態で放置されていて、新しく隣接する場所にグランピングの事業をされるということか。

事務局：

はい。

委員：

生活系排水については下水につなぐ予定ということで問題はないと思うが、雨水は、グランピング事業なので例えば芝生を整備される等の場合、それに肥料が撒かれる等で管理されるとそれが雨水に溶けて流れて内湖に入るということも考えられる。

自然環境保全協定調査は基本的には動植物と景観ということになっているので、内湖の水質というのは対象外とは思いますが、水生生物の影響ということを考えると水質というのは無視できないので、この点についても検討いただいたほうが良いと思う。

影響が無いということであればその旨報告書に書いていただければ問題ないと思う。

事前にいただいた資料ではよくわからないところがあったので、報告書の閲覧をお願いし、ササゴイとアリスイが事業予定地内だけで確認されているということで今、報告書を拝見したが、33ページと34ページに確認した種類が書いており、今回ラインセンサスと定点調査により調査したということで記載されているが、この表を見るとササゴイとアリスイが載っていない。

別途任意観察か何かで確認されているのかわからないが、それを報告書に書いておいた方が良いと思う。

確認状況の39ページと40ページにはササゴイとアリスイも載っており、どういう状況で確認されているのかも書いていて、後ろに位置図もあったので、これで大体どう確認されているのかはわかるのでそれでいいが、抜けているところもあるのでもう一度確認いただいたほうが良いと思う。

ここに書いてある内容を見る限り、アリスイについては特に問題無いと思う。

ササゴイについては、ラインセンサスか定点調査かはわからないが、初夏に上空を通過したのが1回だけで、繁殖については不明という。確かにそうだと思うが、調査された時期が、鳥類については1月、猛禽は2月、早春季3月に鳥類および猛禽、これはラインセンサスだと思うが。

そのあと初夏の6月まで間が抜けており、4月5月の1番繁殖にとって重要と思われる時期に調査されていない。

調査していないから繁殖については当然不明であるが、この状況でササゴイがこのヨシ原等を利用していないということを言い切ってしまうと果たしていいのか疑問である。

実際調査された結果として確認状況としては不明ということで間違いないと思うが、繁殖してないと言い切っているのかというのが問題にならないかなと思う。

仮に繁殖していないならしていないでそれでいいが、今後調査・計画を詰めるに当たって、そのあたりを補足したほうが良いと思うので検討いただければ。

事務局：

事業者と調整したいと思う。

委員：

水路の件で2点の懸念事項がある。

一つは、入ってくる水路があって、ヨシ帯との間に南北につながるように水路をつくった場合懸念されるのが、もちろん生物への影響もあるが、資料1-3の数字、標高をみると、琵琶湖の水位が84.371で、境になっているところが84.5とか84.7と、琵琶湖と30cm程しか変わっていないので、現状では入ってきたらそのままさっと内湖に入ってくるが、そこに横断するような水路をつくった場合、出水のときにここで氾濫が起こるのではないかとということが懸念される。そのところは検討を。

もう一つは、先ほどカヌーの発着場からヨシ帯を通って内湖に移動する可能性があるということだが、先ほどの委員の話にもあったが、内湖とグランピングの間のところで水鳥類が繁殖しているかどうか、餌を取っているか、休息場として利用しているかという問題があると思う。その場合に、人が通るといのは鳥にとって安心安全の問題が出てくるので、人や船が近づけば鳥が逃げるとい研究はたくさんある。

それに対する対応策を考える必要があるのではないかと懸念されるので、検討いただきたい。

この発着場から直接行くのか、あるいはその発着場から南北に移動して水路で内湖に行くのかとすると、実際には事業地外にはなっているが、内湖側のヨシ帯にいる特に水鳥類や、そのヨシ帯沿いに生育している湿地性の植物に何らかの影響が出てくる可能性が懸念されるので、その点についての対応も検討いただきたい。

委員：

資料1-5の写真に「セイタカアワダチソウが多い」と書いてあるが、ヨシばかりしか写っていない。説明資料としてはよくない。

自然公園法の第2種特別地域であるが、建物面積合計が3,800㎡とあるが、確か規制は2,000㎡ではなかったか。

事務局：

一つの建物が2,000㎡以上か否かである。また、許認可の場合はその基準が適用されるが、公園事業は基本的には審査基準適用されず、クリアできている。

委員：

平成4年に策定された計画はもう27年前に策定された計画であるが、この地域の整備計画はこれからも平成4年の計画をもとに、こういった形で開発をしようというイメージでいるのか。

事務局：

本来は必要に応じて計画変更が必要になるが、どうしても民地が多いと、民間の意向や整備計画を考慮しないといけないので、なかなかその辺を酌み取るのは非常に難しい部分ではあるが、本来は時節に応じて変更していくべきものと思っている。

委員：

私自身も宿泊業に携わったこともあるのもあって、今環境に対してどういう開発をするのかという意見ももちろん重要であるが、そこをどういうふうに営業していくのかというところによる影響のほうはるかに大きいような気がする。

そここのところを国定公園が持つ趣旨に沿ってきちんと経営されるのかどうかというところまでフォローができないと、結局は今の開発によって影響が軽微であるということを審議会で審議をしたという履歴だけが残って、実際は希少種がいなくなったということも極端な話考えられると思うが、そここのところをきちんとフォローする体制なり、仕組みをつくっていただきたいと思う。

また、やはり近江舞子ホテルの廃墟がすごく気になる。あの場所は今は綺麗になっているのか。

事務局：

なっていない。

委員：

行く側からすればここからここまでは新しい事業でここからここまでは古い事業ということではなくて、景観を楽しむのであれば当然一体として、自分たちが近江舞子駅から降りてアプローチをする全体としてとらえると思うが、この事業云々ということはもちろんであるが、全体としてあの場所をどうしていくのかというところをきちんと責任を持ってフォローしていかないと、結局は後発事業に対する質もそうであるし、実際そこで経営をされている民宿その他の皆さんの影響もあることだと思うので、希少種の保全はもちろんだが、環境審議会だから環境のことだけ審議するというところかもしれないが、そこがちょっと気になる。

自然共生型ということできちんと国定公園で謳うのであれば、繰り返しになるが、長期的な影響をきちんとフォローして、もし何かその影響が出ているということがわかったときに、柔軟に対応ができるような仕組みを担保しておかないと、ここの審議自体、意味がないのではないかなと思う。

委員：

資料1-5の3ページ目で、両生類、爬虫類ならびに昆虫類である程度重要な種が発見されているが、「事業による影響は軽微と考えられる。」と書かれている。

あるいは、昆虫では「本種の生息環境は保全される。」と書いてあるが、その場所だけ守れば大丈夫という話ではなく、生物は産卵場所、子どもが育つ場所が揃って保全されるのであって、その場所だけこういうふうにするから大丈夫だという書き方は無理があるのではないかと思う。

やはりフォローアップというか、どうなったかという何か調査してほしいと思う。

委員：

直接今回の諮問とは関係ない質問であるが、滋賀県ではリゾート構想は廃止したか。

事務局：

リゾートネックレス構想というものかと思うが、廃止してはいないが、事実上、現状それに基づいて何か施策が動いていることはないと理解している。

委員：

先ほど平成4年の計画という話があったが、多分平成4年に計画変更された時はリゾート構想決定を受けて変更されたのかと思う。

確かにもう四半世紀経過しているし、今回出てきているグランピングというまさしく新しい形態の事業を位置づけようとしているわけなので、非常に難しいと承知をしているが、計画はやはり見直した上で時代に合わせた形でやっていくのがよいかと思う。

また、資料1-4の図面で集団施設地区の区割りが出ているが、若干、今回の事業区域が「内湖区」にはみ出している気もするが、それも平成4年の計画とはちょっと違いが出てきているのかと思うので、計画の見直しということも含めて努力していただければと思う。

委員：

資料1-5の中に重要種への配慮の記載があるが、報告書の予測評価の記載内容と合っていないところがあるので、整合をとった方がいいと思う。

委員：

具体的にどこか。

委員：

ササゴイについて、資料1-5の3ページでは「主な生息地は内湖側の湿地であり」と書いてあるが、実際に現場で確認されているのは、事業予定地の植生図のムクノキ、エノキやセイタカアワダチソウ群落の上を通過したと報告書ではなっており、主な利用は湿地であるとは言えないと思うので整合を。

委員：

整合性をとっていただくと。
ほかの分類群についても一度点検を。

委員：

事業地そのものはセイタカアワダチソウがあって、何とかしないといけないということは大変理解しているが、せっかくグランピング事業という新たな事業を立ち上げる以上、ぜひとも自然にきちんと配慮した公園事業であるということがわかるような形で事業計画を立てていただきたい。

反対しているわけではなく、あの地域をより良く、利用者の方も利用していただけるような形の計画にしていきたいということで意見を出しているということで、誤解のないようにお願いしたい。

委員：

確かに、例えば資料1-4の3ページに「現状は雑草と樹木」とあるが、雑草という言葉い方しかないのか。これは自然に配慮した言い方とは言えない。

できるだけ、水路等も触るところを必要最小限にするとか、行き来するところを周辺だけにするとか、何かそういう配慮もしていただくとより良くなるのではないか。

委員：

私も決して反対ということではないが、県内でもグランピング施設がこの数年で一気にできてきており、米原でもゴルフ場の跡地を利用してできているし、近江舞子でも少し南にあると思う。

そうした中、後発でやるのであれば、やはりグランピングというものを滋賀県の自然環境の中でどういうふう位置づけるのかということにこだわった事業として育てていただきたいということが本当の思いで、自然を愛する人たちが泊まりたいと思う場所をつくるのか、あるいは割と誰もが来やすい場所をつくるのかというのは本当に設計の段階でかわってくると思うし、ここにくれば豊かな琵琶湖らしい自然を、自然に影響を与えることなく楽しむことができるということを楽しむ客が来てくれれば、地域も豊かなものになってくると思うので、ぜひそこにこだわっていただきたいのと、あとは継続的なフォロー

と見直しというところに、専門家なのか県なのか分からないが、計画段階からきちんと意見を言えるような場所をつくっていただけたらと思う。

委員：

各委員からさまざまな意見が出たが、その要望や意見を参考にしてやっていただけたらと思う。

それでは引き続いて意見がないようなので、知事に答申することとし、引き続き答申案について検討したい。

資料1-6をご覧ください。この答申案のとおりとしてよろしいか。

委員：

今いろんな意見が出てきたが、それに対して、ある意味丸投げしていいのかひっかかる。

もう少し検討いただいて、幾つか重要なポイントがあったと思うので、少なくともそのポイントについては、「こうです。」という回答をぜひお願いできたらと思う。

事務局：

それは、答申をいただく前に、意見に対して返事をさせていただいた上で改めて答申をいただくということによろしいか。

委員：

他の委員がどのようにお考えかではあるが、いずれにしても基本的に環境審議会として、諮問されたものに対して委員からさまざまな意見があり、その中にはやはりもう少し検討したほうが良いという事項も幾つか含まれている。

そうであればやはり、検討いただいてその結果をご提示いただいた上で答申をするというのが筋ではないかと私は思う。

委員：

では、各委員から出た意見を何らか書面により、事務局で「こうする。」という回答をつくっていただくということかと。

委員：

時間的な問題として、この報告書に対してフォローしていただくことは可能なのか。

無理なことをお願いするわけにはいかないのですが、例えばよくよく読むと、繁殖期に確認されていないので問題がないと鳥類についてはたくさん書いてあったが、先ほど申し上げ

たように4月5月の1番繁殖の確認に重要な時期に鳥類の調査を行われていないので、「繁殖期に確認されていないので大丈夫」というように書いていただくのはいかがなものかなと思うので、例えば今後、次の4月5月に補足をしていただけるのかどうか、時間的にいかがか。

事務局：

特に今の鳥類の調査の話や、水路の話等いろいろな重要な点があるので、各委員からいただいたご意見を事務局で一旦整理をさせていただいて、回答を検討させていただきたいと思う。

その上で、資料1—6答申案としているのは「妥当である。」ということであるが、それに当たって、例えば審議会として意見を付していただく等は可能だと思うので、まず、いただいたご意見を整理させていただいて、それに対する事務局としての回答をまとめさせていただいて、委員の皆様にも説明させていただく。それでこうしたやりとりもきちんとつけた上で、最終答申としていただくというような形にさせていただければありがたいと思う。

できるだけ速やかに資料は準備させていただくが、いかがか。

委員：

その上で答申ということは、もう1回審議会を開催するということか。時間的な問題はどうか。

事務局：

できれば書面のやりとりで各委員のご了解をいただければ、それで部会長に相談をして答申という形にさせていただければありがたいが、もしどうしても開くべきということであれば、もちろん開催することも可能。

委員：

この事業は、事業者はいつから取りかかるのか。

委員：

事業者だけの都合に集中しているのは、環境審議会の議事の進行としてはいかがなものかと私は思う。

やはり審議会というのは独立した組織であるので、審議会としてどのような結論を出すのかという話があって、そこからの話ではないかと思う。事業者の都合というのはもちろ

ん重々理解はしているが、そうするとやはり審議会としての独立性というものが疑われるで、そこはきちんと峻別して考えるべきではないかと思う。

事務局：

ご指摘のとおりだと思うので、まず一旦資料1-6のとおり今日答申するというのは恐らく委員の皆様のご意見からして難しいと思うので、本日いただいたご意見をきちんと整理してそれに対する回答をまとめた上で改めてお諮りさせていただきたいと思っている。

委員：

今日は答申を採決しないということでよろしいか。

また、もう一度審議会を開催する可能性があるということでもよろしいか。

事務局：

はい。

委員：

一応参考のために、業者がどのような計画スケジュールをされているか教えて欲しい。

事務局：

現在のところ、1年後の2020年3月に開業する方向していきたいとお聞きしており、年度が変わると開催までに時間がかかってしまうということもあって、今年度ご無理をお願いして慌ただしい中でご審議いただいたところ。

委員：

事務局により一度、今日出たさまざまな意見を整理いただき、もう1度検討すると。もう1度審議会を開くか否かを検討するという段取りでよろしいか。

議題(2)「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の改正について(報告)

<事務局から資料2について説明を行った>

事務局の説明後、各委員からの発言はなかった。

※予定されていた議題の審議は終了し、閉会した。